

15 貸付

○生活福祉資金の貸付

生活福祉資金は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、千葉県社会福祉協議会が審査・貸付を実施し、成田市社会福祉協議会が相談取次窓口となっています。

種類	内 容	貸付限度額
福 祉 費	・冠婚葬祭に必要な経費 ・転宅にかかる運送費、住宅の敷金、礼金、前家賃の費用 ・就職または技術を修得するために必要な支度（被服・履物の購入、部屋を借りるための敷金等、通勤定期代等）をするための費用	50万円
	・障がい者が日常生活の便宜を図るための福祉用具等を購入等する経費	170万円
	・障がい者自らが運転する場合、または障がい者と生計を同一にする方が専ら当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等	250万円
	・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円
	・介護保険法の対象となる介護サービスまたは障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービス等を受けるために必要な経費および当該サービス受給期間中の生計を維持するために必要な経費	1年以内 170万円 1年6か月以内 230万円
	・生業を営むために必要な経費（新規開業・事業継続のための経費）	460万円
	・生業を営み、または就職するために必要な知識、技能を修得するのに必要な経費およびその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円

本貸付制度は、日本政策金融公庫等、他の貸付制度が優先されます。また、支払い済みの経費は理由にかかわらず貸付対象外です。他の負債の支払いに充てることを目的としている場合や借り換えに当たる場合も貸付対象外です。

上記以外にも、資金の種類ごとに条件等がございます。貸付条件等、詳しくは成田市社会福祉協議会にお問い合わせください。

〒286-0017 成田市赤坂 1-3-1 保健福祉館内

電話 27-7755 FAX 27-1263